

佐用町国民保護計画資料編

令和 7 年 3 月 修 正

佐 用 町

目 次

第 1	佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例	1
第 2	佐用町国民保護協議会条例	2
第 3	佐用町国民保護協議会運営要綱	3
第 4	佐用町国民保護協議会の構成	4
第 5	関係機関	6
1	警報等を通知する関係団体等	6
第 6	避難実施要領パターン（例）	7
1	弾道ミサイル攻撃の場合	7
2	ゲリラ・特殊攻撃部隊による攻撃の場合	9
第 7	避難所、福祉避難所及び救護所設置予定施設	13
1	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	13
2	その他公共施設一覧表	14
3	福祉避難所一覧表	15
4	救護所設置予定施設	15
第 8	安否情報報告に関する様式	16
1	様式第 1 号（安否情報省令第 1 条関係）	16
2	様式第 2 号（安否情報省令第 1 条関係）	17
3	様式第 3 号（安否情報省令第 2 条関係）	18
4	様式第 4 号（安否情報省令第 3 条関係）	19
5	様式第 5 号（安否情報省令第 4 条関係）	20
6	火災・災害等即報要領（第 3 号様式）	21
第 9	被災情報の報告様式	22

第1 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例

制定 平成18年3月30日条例第13号

(目 的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 本部長、副本部長及び本部員のほか、国民保護対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会 議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部についての準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、佐用町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第2 佐用町国民保護協議会条例

制定 平成 18 年 3 月 30 日条例第 12 号

改正 平成 24 年 12 月 23 日条例第 43 号

(目 的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、佐用町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、45 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長を努める。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事 10 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第6条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑 則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 13 日条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

第3 佐用町国民保護協議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、佐用町国民保護協議会条例（平成18年佐用町条例第12号）第7条の規定に基づき、佐用町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 会議の招集は、その期日の7日前までに、委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合は、この限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(代 理)

第4条 委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会または部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

第5条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第6条 協議会の幹事をもって、幹事会を組織する。

2 幹事会は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し事務を推進する。

3 幹事会は、会長が招集する。

4 幹事が、事故その他やむを得ない理由により幹事会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月29日から施行する。

第4 佐用町国民保護協議会の構成

■ 佐用町防災会議委員名簿

役 職	機関の名称	職 名	備 考
会 長	佐用町	町 長	

■ 法第40条第4項①号委員 ～ 指定地方行政機関（1）

役 職	機関の名称	職 名	備 考
委 員	国土交通省鳥取河川国道事務所	所 長	

■ 法第40条第4項②号委員 ～ 自衛隊（1）

役 職	機関の名称	職 名	備 考
委 員	陸上自衛隊中部方面特科連隊第1大隊	第2中隊長	

■ 法第40条第4項③号委員 ～ 兵庫県職員（3）

役 職	機関の名称	職 名	備 考
委 員	西播磨県民局総務企画室	室 長	
委 員	光都土木事務所	所長補佐	
委 員	たつの警察署	署 長	

■ 法第40条第4項④号委員 ～ 副町長（1）

役 職	機関の名称	職 名	備 考
委 員	佐用町	副 町 長	会長職務代理

■ 法第40条第4項⑤号委員 ～ 教育長及び消防長（2）

役 職	機関の名称	職 名	備 考
委 員	佐用町教育委員会	教 育 長	
委 員	西はりま消防組合	消 防 長	

■ 法第40条第4項⑥号委員 ～ 町長部局の職員（10）

役 職	機関の名称	職 名	備 考
委 員	佐用町企画防災課	課長	
委 員	佐用町総務課	課長又は室長	
委 員	佐用町健康福祉課	課長又は室長	
委 員	佐用町高年介護課	課長又は室長	
委 員	佐用町農林振興課	課長又は室長	
委 員	佐用町建設課	課長又は室長	
委 員	佐用町上下水道課	課長又は室長	
委 員	佐用町教育委員会教育課	課長又は室長	
委 員	佐用町健康福祉課	保 健 師	
委 員	佐用町保育園	保 育 士	

■ 法第40条第4項⑦号委員 ～ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員（2）

役 職	機関の名称	職 名	備 考
委 員	関西電力送配電株式会社姫路本部	姫路配電営業 所長	

役 職	機関の名称	職 名	備 考
委 員	西日本電信電話株式会社兵庫支店	設備部災害対策室 次長	

■ 法第 40 条第 4 項⑧号委員 ～ 知識又は経験を有する者（6）

役 職	機関の名称	職 名	備 考
委 員	佐用町消防団	団 長	
委 員	佐用町自治会連合会	会 長	
委 員	佐用町社会福祉協議会	副 会 長	
委 員	佐用町議会	議 長	
委 員	佐用町民生委員児童委員協議会	副 会 長	
委 員	佐用町赤十字奉仕団	委 員 長	
委 員	佐用高等学校	家政科長	

第5 関係機関

1 警報等を通知する関係団体等

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、以下の関係団体等に、防災行政無線同報系、電話等により通知する。

種 類	名 称
公 共 施 設	佐用町役場、上月支所、南光支所、三日月支所、三河出張所、さよう文化情報センター、子育て支援センター、佐用クリーンセンター、西はりま天文台公園、スピカホール、町民プール、佐用町地域福祉センター、上月体育館、笹ヶ丘荘、ふれあいの里上月、久崎老人福祉センター、南光文化センター、給食センター、南光地域福祉センター、南光自然観察村、ふれあいの里三日月
県 自 衛 隊 地方公共団体 指定地方行政機関	危機管理部災害対策課、県民局総務企画室総務防災課、県民局光都土木事務所、県民局龍野健康福祉事務所、県民局光都農林振興事務所、播磨西教育事務所、たつの警察署、陸上自衛隊中部方面特科連隊第3科、西はりま消防組合佐用消防署、西はりま消防組合、宍粟市危機管理課、上郡町住民課、たつの市危機管理課、美作市危機管理室、国土交通省鳥取河川国道事務所、神戸地方気象台
指定公共機関 指定地方公共機関等	関西電力送配電株式会社姫路本部、西日本電信電話株式会社兵庫支店災害対策室、日本郵便株式会社佐用郵便局、日本赤十字社兵庫県支部、西日本旅客鉄道株式会社姫路駅姫新線線区、智頭急行株式会社運輸部、株式会社ウイング神姫相生営業所、西日本高速道路株式会社
報 道 機 関	神戸新聞姫路本社・宍粟佐用支局、朝日新聞姫路支局、産経新聞神戸総局、読売新聞姫路支局・相生通信部、毎日新聞姫路支局、日本経済新聞大阪本社、共同通信神戸支局、時事通信姫路支局、播磨時報、NHK神戸放送局・姫路支局、サンテレビ社会報道部、毎日放送報道情報局、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送報道局、読売テレビ放送報道局、大阪放送放送ビジネス本部、ラジオ関西コンテンツ局、兵庫エフエム放送編成・事業部、FM802 COCOLO 編成部、姫路ケーブルテレビ
保 育 園	佐用保育園、利神保育園、上月保育園、南光保育園、三日月保育園
幼 稚 園	佐用マリア幼稚園
小 学 校	佐用小学校、上月小学校、南光小学校、三日月小学校
中 学 校	佐用中学校、上月中学校、上津中学校、三日月中学校
高 校	佐用高等学校
医 療 機 関	佐用郡医師会、佐用共立病院、佐用中央病院、花房内科クリニック、岡本医院、長田クリニック、岡尾医院、尾崎病院、尾崎内科医院、さかいクリニック、織田医院、あづみ歯科医院、小林歯科クリニック、池田デンタルクリニック、小笹歯科医院
そ の 他	ライフライン、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設、介護保険施設、居宅介護支援事業者、観光・宿泊施設、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅 等

※ 連絡先は、地域防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」1「関係機関の連絡先一覧表」のとおり

第6 避難実施要領パターン（例）

1 弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

佐用町長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

※ 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要。過去に経験のない事案では「正常化の偏見」（希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないこと）が存在する。

※ 津波警報発表時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

※ 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

※ 全国瞬時警報システム（J－ALERT）が配備された場合には、国において、各市町村の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

※ このほか、イスラエルでは、子どもの不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

※ 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援マニュアル」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・町民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

※ 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

2 ゲリラ・特殊攻撃部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

佐用町長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、佐用町○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

※ 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

佐用町は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00目途に各地区の一時集合場所であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間大型バスにより、佐用町○○地区・○○小学校(又は○○町○○地区・○○小学校)へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

※ 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時集合場所に徒歩により集まり、当該一時集合場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

※ 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の佐用町○○地区・○○小学校(又は○○市○○地区・○○小学校)に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員(消防

職員含む。)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

※ 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

※ 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

a) A地区

約200名、A公民館、町保有車両×4〇〇バス2台

b) B地区

約200名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

c) C地区

約100名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

d) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

※ バス等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

※ 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

※ 夜間では暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

※ 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援チーム」を設置し、「避難支援マニュアル」に沿って、次の対応を行う。
- a) ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b) △△老人福祉施設入居者25名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。
 - c) その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

※ 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援チーム」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

※ 正常化の偏見（希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないこと）を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

※ 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携帯させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように市民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう市民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官等に通報するよう促す。
- カ 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

佐用町対策本部 担当 △山○男
TEL 0790-××-××××
FAX 0790-××-××××

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

※ 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

※ 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県○○課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：佐用町役場

オ 現地調整所設置場所：○○

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、佐用町○○地区・○○小学校及び○○公民館（又は○○市○○地区・○○小学校及び○○公民館）とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県（及び○○市）の支援を受ける。

第7 避難所、福祉避難所及び救護所設置予定施設

1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

地域	公 共 施 設 名	所在地	電話番号	収容人員(人) 注1	備蓄物資	備 考
佐用	佐用小学校体育館	佐 用	82-2824	235	○	町民プール含む
	利 神 体 育 館	口長谷	83-2100	220	○	
	江 川 体 育 館	豊 福	84-0002	198	○	土砂災害警戒区域
上月	幕 山 体 育 館	本 郷	87-0002	96	○	※旧校舎 (山腹崩落危険区域)
	上月小学校体育館	上 月	86-0029	200	○	
	久 崎 体 育 館	久 崎	88-0016	187	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
南光	中 安 体 育 館	米 田	78-0030	228	○	浸水想定区域
	南 光 小 学 校	西徳久	78-0038	238	○	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	三 河 体 育 館	上三河	77-0004	227	○	土砂災害警戒区域
三日月	三日月中学校体育館	乃井野	79-2013	251	○	※校舎 (土砂災害警戒区域)
計	10 箇所					

※ 上記すべての施設が指定緊急避難場所であり、避難生活が長期に渡るときの指定避難所である。

※ 災害の状況等により、災害時に職員の配置ができない場合もある。

※ 災害の状況等により、上記の施設の中から緊急避難所として指定する。

※ 災害の状況等により、応急期などに指定避難所を変更する場合もある。

※ 地震時は、指定緊急避難所をグラウンドとし、施設の安全が確認されたら指定避難所として使用する。

※  網掛けは浸水想定区域及び土砂災害警戒区域

(他に安全な施設がないため指定緊急避難所及び指定避難所とする。ただし、避難指示や土砂災害警戒情報などにより、施設の2階以上を使用する。)

※ ○は備蓄物資等の保管有

注1 収容人員は、1人3.3㎡で算出

2 その他公共施設一覧表

地 域	公 共 施 設 名	所在地	電話番号	収容人員(人) 注1	備蓄物資	備 考
佐 用	子育て支援センター	長 尾	82-0341	61		
	コミュニティ防災センター	円応寺	82-3872	62		浸水想定区域
	佐用中学校体育館	本位田	82-2102	258		
	長 谷 体 育 館	口長谷		200		
	佐用町地域福祉センター	平 福	83-2946	47	○	土砂災害警戒区域
	道の駅ひらふく	平 福	83-2373	38 注2		
	平 福 体 育 館	平 福		94		土砂災害警戒区域
	ふれあいの郷海内(若杉館)	海 内	85-0012	41	○	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	石 井 体 育 館	上石井		192		土砂災害警戒区域
	ゆうあいいしい	上石井	85-0100	76	○	土砂災害警戒区域
上 月	上月中学校体育館	上 月	86-0027	278		
	上月地域交流センター(支所)	上 月	86-1153	133		浸水想定区域 土砂災害警戒区域
	上 月 体 育 館	上 月	86-0441	547		浸水想定区域
	上月歴史資料館	上 月	86-1616	86 注2		浸水想定区域 土砂災害警戒区域
	笹ヶ丘荘	円光寺	88-0149	181		山腹崩落危険区域
南 光	南光文化センター	下徳久	78-0264	114	○	浸水想定区域
	上 津 中 学 校	下徳久	78-0018	308		土砂災害警戒区域
	南光地域福祉センター	東徳久	78-1212	60		
	南光自然観察村	船 越	77-0160	96	○	
三日月	三日月小学校	乃井野	79-2021	173		土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	三日月地域交流センター(支所)	三日月	79- 2001	69	○	土砂災害警戒区域
	ふれあいの里三日月	下本郷	79-2994	44	○	山腹崩落危険区域
	ほ っ と ち ゃ ん	南 広		48	○	
計	23 箇所					

※ 災害の状況等により、災害時に職員の配置ができない場合もある。

※ 災害の状況等により、上記の施設の中から応急期などに避難所として指定する場合もある。

※ 災害の状況等により、応急期などに指定避難所を変更する場合もある。

※  網掛けは浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等

(避難所に指定する場合でも、避難指示や土砂災害警戒情報などにより、施設の2階以上を使用する。)

※ ○は備蓄物資等の保管有

注1 収容人員は、1人3.3㎡で算出

注2 道の駅ひらふく、上月歴史資料館の収容人員は、一時的な避難として
1人1㎡で算出

3 福祉避難所一覧表

■ 障害者支援施設等（医療健康対策部）

施 設 名	所在地	電 話 番 号	F A X 番 号
障害者支援施設 いちょう園	佐用 1506	82-0003	82-2877
障害者支援施設 千種川リハビリテーションセンター	平福 780	83-2001	83-2002
障害者支援施設 播磨園	多賀 2268	78-0168	78-0169
障害者支援施設 三原ホーム	三原 335-13	79-3835	79-3836
救 護 施 設 南光園	西下野 880	77-0236	77-0715

■ 介護保険施設（医療健康対策部）

施 設 名	所在地	電 話 番 号	F A X 番 号
介護老人保健施設 浩陽園	佐用 3529-3	82-0321	82-2789
特別養護老人ホーム 朝陽ヶ丘荘	平福 138-1	83-2008	83-2035
特別養護老人ホーム 祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011	87-0033
特別養護老人ホーム はなみずき	安川 401	78-8003	78-8005
特別養護老人ホーム サンホームみかづき	志文 515	79-3145	79-3783
老 人 保 健 施 設 ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001	78-0011

■ 養護老人施設（医療健康対策部）

施 設 名	所在地	電 話 番 号	F A X 番 号
養護老人ホーム 佐用朝霧園（町施設）	林崎 662-8	78-8050	78-8051

4 救護所設置予定施設

設置予定場所	所在地	収容人員（人）	電話番号
佐用町保健センター	佐用 2609-2	50	82-0661
上月地域交流センター（支所）	上月 787-2	100	86-1153
南光文化センター	下徳久 1005-1	100	78-0123
三日月地域交流センター（支所）	三日月 1110-1	100	79-2001

第8 安否情報報告に関する様式

1 様式第1号（安否情報省令第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

2 様式第2号（安否情報省令第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

3 様式第3号 (安否情報省令第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

[illegible]

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「③出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民であつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」とした上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ⑫～⑭も希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。
この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

4 様式第4号（安否情報省令第3条関係）

安否情報照會書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		申 請 者 住所 (居所) 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 95 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照 会 を す る 理 由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- | | |
|----|---|
| 備考 | 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。 |
| | 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を願います。 |
| | 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。 |
| | 4 ※印の欄には記入しないでください。 |

5 様式第5号（安否情報省令第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書		年 月 日
殿		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出 生 の 年 月 日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

6 火災・災害等即報要領（第3号様式）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）			第	報
消防庁受信者指名	報 告 日 時	年 月 日 時 分		
	都 道 府 県			
	市 町 村 (消 防 本 部 名)			
	報 告 者 名			
事 故 災 害 種 類	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事 故 等 の 概 要				
死 傷 者 数	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	重症	人(人)	
	不明 人	中等症	人(人)	
		軽症	人(人)	
救助活動の可否				
要救護者数(見込)		救助人員		
救急・救急・救助 活 動 の 状 況				
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第9 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
佐 用 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 佐用町 番地（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

町名	人的被害				住家被害		その他
佐用町	死者 (人)	行 方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の町名、死亡年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

町名	年月日	性別	年齢	概況
佐用町				

平成 19 年 3 月 2 日 作成
平成 25 年 6 月 4 日 第 1 回修正
平成 27 年 11 月 26 日 第 2 回修正
平成 29 年 12 月 15 日 第 3 回修正
令和 5 年 2 月 27 日 第 4 回修正
令和 7 年 3 月 31 日 第 5 回修正

令和 7 年 4 月発行

事務局 佐用町役場企画防災課防災対策室

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

TEL 0790-82-0664

FAX 0790-82-0492